

# Inter alia...



**AZB & PARTNERS**  
ADVOCATES & SOLICITORS

AZB & PARTNERS 法律事務所

インターエイリア・2019年3月号・配付先限定ニュースレター

## 本号の内容

### PAGE

- 2 : 企業および SCRA
- 2 : 外国為替
- 3 : 資本市場
- 6 : 銀行業務および金融
- 7 : 通信
- 7 : 税金
- 8 : 雇用
- 8 : 知的財産
- 9 : 不動産
- 9 : 訴訟

*Inter alia...* は、特定のご依頼人や関係者の皆様へ法律に関する最新情報をお届けするため AZB & Partners が 3か月ごとに発行しているニュースレターです。各号には、インフラ、外国人投資家による直接投資、証券取引法、為替の管理や規制、会社法、メディアや娯楽、知的財産、ならびに銀行業務などといった重要な領域における法律の整備状況に関する最新情報の概要を記載しています。各号の内容は、皆様にとって有益で役立つ情報ばかりですので、是非ご活用ください。またご質問やご意見がございましたら、電子メール [editor.interalia@azbpartners.com](mailto:editor.interalia@azbpartners.com) にてご連絡頂くか、AZB & Partners までお電話ください。



**AZB & PARTNERS**  
ADVOCATES & SOLICITORS

ムンバイ MUMBAI : AZB House | Peninsula Corporate Park | Ganpatrao Kadam Marg | Lower Parel | Mumbai 400013 | India | TEL +91 22 66396880 | FAX +91 22 66396888 | EMAIL [mumbai@azbpartners.com](mailto:mumbai@azbpartners.com)

ムンバイ MUMBAI : Sakhar Bhavan | 4th Floor | Nariman Point | Mumbai 400021 | India | TEL +91 22 66396880 | FAX +91 22 49100699 | EMAIL [disputeresolution.mumbai@azbpartners.com](mailto:disputeresolution.mumbai@azbpartners.com)

デリー DELHI : AZB House | Plot No. A8 | Sector 4 | Noida 201301 | National Capital Region Delhi | India | TEL +91 120 4179999 | FAX +91 120 4179900 | EMAIL [delhi@azbpartners.com](mailto:delhi@azbpartners.com)

グルガオン GURGAON : Unitech Cyber Park | 602 Tower-B | 6th floor | Sector 39 | Gurgaon 122001 | National Capital Region Delhi | India | TEL +91 124 4200296 | FAX +91 124 4038310 | EMAIL [gurgaon@azbpartners.com](mailto:gurgaon@azbpartners.com)

バンガロール BANGALORE : Embassy Icon | 7th Floor | Infantry Road | Bangalore 560001 | India | TEL +91 80 42400500 | FAX +91 80 22213947 | EMAIL [bangalore@azbpartners.com](mailto:bangalore@azbpartners.com)

プネー PUNE : Onyx Towers | 1101-B | 11th floor | North Main Road | Koregaon Park | Pune 411001 | India | TEL +91 20 67256666 | FAX +91 20 67256600 | EMAIL [pune@azbpartners.com](mailto:pune@azbpartners.com)



AZB & PARTNERS  
ADVOCATES & SOLICITORS

Inter alia...

## 企業 および SCRA

### ❖ 2014年インド共和国会社法施行規則「罰金の司法判断」の改正

❖ インド共和国政府企業省（以下「MCA」といいます）が2019年2月19日に公示した、2014年インド共和国会社法施行規則「罰金の司法判断」（以下「**司法判断規則**」）の改正内容に従い、2013年インド共和国会社法（以下「**適用会社法**」）の条項に基づく、罰金の司法判断に関する規則3が改正されました。主要な改正点には、特に、(i) 理由提示命令の受取人（改正後は、該当する会社やすべての任務懈怠責任のある役員に加え、社内のいずれかの者も受取人となり得ます）がこの命令に応じる場合に従うべき期限および手続が改正された点、(ii) 理由提示命令には、違反の内容、適用会社法内の処罰と関係のある条項および賦科される可能性がある罰金の最高額を盛り込まなければならないという要件が設けられた点、(iii) 電子司法判断プラットフォームの設置後に可能になる電子的な理由提示について定められた点、ならびに(iv) 司法判断を下す担当官が行うべき命令の言渡しに期限が設けられた点が含まれています。

また司法判断規則の改正内容には、(i) 改正後は、司法判断により罰金額を決める際に、該当する会社の規模、事業の内容、公益毀損の程度および違反の内容といった特定の追加要素も考慮しなければならない点や、(ii) 適用会社法の関連条項に罰金の最低額が定められている場合、賦科する罰金は当該最低額以上でなければならない、適用会社法に、特定の違反に対応する定額の罰金が定められている場合、司法判断を下す担当官は、当該違反については当該固定額の罰金を賦科しなければならない点も含まれています。

### ❖ 特定の会社に対する、2014年インド共和国会社法施行規則「有価証券の目論見書および割当て」の規則9Aの不適用

❖ 2018年9月に、2014年インド共和国会社法施行規則「有価証券の目論見書および割当て」（以下「**割当て等に関する規則**」）に規則9Aが盛り込まれ、この規則に従い、公開非上場会社を実施する有価証券の発行は、いずれも無券面の状態で実施しなければならないこととなりました。MCAは、2019年1月22日付（同日発効）の公示をもって規則9Aに新たな従属規則（11）を盛り込む形で規則9Aを改正しました。この改正より、(i) ニディー・カンパニー、(ii) インド共和国政府系企業および (iii) 完全所有子会社は規則9Aの適用範囲から除外されました。

### ❖ 2014年インド共和国会社法施行規則「会社設立」の改正

❖ MCAは、2019年3月29日付の公示をもって、2014年インド共和国会社法施行規則「会社設立」（以下「**会社設立に関する規則**」）に新たな規則38Aを挿入する形で会社設立に関する規則を改正しました。規則38Aに従い、会社設立許可申請時には、新たな電子様式であるAGILE（INC-35）の提出も必要となります。AGILEと呼ばれるこの電子様式は、物品サービス税納税者識別番号の登録申請、従業員国家保険公社への登録申請およびインド共和国従業員退職準備基金機関への登録申請を一括して行うことができる効果的な様式で、申請人が、これらの登録申請を、会社設立許可申請と併せて容易に実施できるようにするために作成されたものです。

### ❖ ペーパー・カンパニーを減らすために公示されたACTIVEと呼ばれる新様式

❖ ペーパー・カンパニーを減らすための取組みの一環として、MCAが、会社設立に関する規則の規則25Aを通じて、2019年2月25日に発効する新たな電子様式であるACTIVE（営業実態のある会社であることを証明できる識別情報の確認様式）（以下「**様式INC-22A**」）を公示しました。様式INC-22Aは、特に、登記簿上の事業所の詳細を提示するよう求めており、この詳細には、様式INC-22Aに電子署名した取締役／主要経営陣が少なくとも1名は写っている当該事業所の写真や、当該事業所の地理学的座標が含まれています。規則25Aは、2017年12月31日以前に設立されたすべての会社に対し、2019年4月25日までに様式INC-22Aを提出するよう求めています（ただしこの要求にはいくつかの例外があります）。詳しくは、<https://www.azbpartners.com/bank/new-e-form-active-notified-to-curbshell-companies> に掲載されている幣所の2019年3月7日付 Client Alert をご覧ください。

## 外国為替

### ❖ インドでの支店／渉外事務所／プロジェクト事務所の開設

❖ 2016年インド共和国外国為替管理法施行規則「インドでの、支店、渉外事務所、プロジェクト事務所または他の事業所の開設」（以下「**支店等に関する規則**」）は、非居住者たる開設申請人が、インドで国防セクター、電気通信セクター、民間警備セクターまたは情報および放送セクター（以下「**関連セクター**」）に属する事業が主たる事業である支店、渉外事務所、プロジェクト事務所または他の事業所（以下「**BO/LO/PO等**」）を開設する場合、インド共和国準備銀行（以下「**RBI**」）から事前承認を得なければならないと定めています。RBIは、2019年3月28日付の通達をもって、下記の点を公示しました。

- i. 関連セクターに属する事業を営んでいる申請人が、BO/LO/PO等を開設する場合であっても、インドの管轄省庁または規制当局が該当開設の案を承認、認可または許可している場合



AZB & PARTNERS  
ADVOCATES & SOLICITORS

Inter alia...

には、RBIから事前承認を得る必要はない点。本通達には、前掲のセクターに関する自動承認ルートでの投資（すなわち対印直接投資）において利用できる一般許可は通達に用いられている「許可」という用語に含まれない点も明記されています。

- ii. 国防セクターに属する事業のプロジェクト事務所の開設に関する案については、申請人が、インド共和国政府国防省、軍本部または国防関連公営事業体と契約または合意している場合、インド共和国政府に対して個別に問い合わせたり、同政府から承認を得たりする必要はない点。

❖ インド共和国証券取引委員会（以下「SEBI」といいます）とRBIは、2018年6月15日付の各々の通達をもって、特に、「一社あたりの」投資上限を設け、対印間接ポートフォリオ投資家（以下「FPI」といいます）が、その社債ポートフォリオ全体に占める単一の会社（その関連会社を含みます）の社債の割合が20%を超えることとなるような投資を行うことを禁じました。より多くの投資家に対しインドの社債市場への投資を促すため、RBIは、2019年2月15日付の公示をもって、前掲の「一社あたりの」投資上限を即日撤廃すると公表しました。FPIに適用される「発行額あたりの」上限（すなわち、FPIとその投資家集団は、社債発行額の50%を上限として社債に投資できる）と、FPIによる短期投資に適用される20%の上限は引き続き適用されます。前掲の撤廃は、RBIが2019年2月7日に公表した、隔月公表の2018-19年度金融政策書第6号に掲載されている開発および規制政策書の段落10にある公表の内容に沿うものです。

RBIが2019年2月15日に通達した内容を発効させるため、SEBIも、同様に2019年3月12日付の通達をもって「一社あたりの」投資上限を即日撤廃しました。

❖ RBIは、2019年3月1日付の通達をもって、自主的な投資保持を条件とする承認ルート（以下「VRR」といいます）による投資と呼ばれる個別の制度を公表しました。VRRによる投資の制度は、2019年3月11日以降の割当て分から利用できます。FPIがこの制度を利用して投資できる総額の上限は、政府発行の有価証券（国債、短期国債および州政府債）に投資する場合は4,000億ルピー（約55億米ドル）となり、社債に投資する場合は3,500億ルピー（約50億米ドル）となります。VRRによる投資の最低保持期間は3年で、この期間中、FPIは、割当て額の少なくとも75%に相当する額の投資をインドにおいて保持する必要があります。各日の終了時点では、投資額が投資すべき額に達していなければならないため、VRRによる投資用にルピー建口座に預けている現金も投資額に含めることができます。FPIに対する投資額の割当ては、随時方式または入札方式のいずれかにより行う必要があります。一定の免除を受ける条件として、FPIは、保持すべきポートフォリオ投資額（以下「CPS」といいます）と呼ばれる割当て額を、該当する負債性金融商品に投資し、自主的な投資保持期間中は常に、当該投資を保持する必要があります。割当てを受けたFPIは、そのCPSの25%に相当する額を1か月以内に投資し、残額を割当て日から3か月以内に投資しなければなりません。FPIは、保持すべき期間の満了前にVRRによる投資を引き上げたい場合、保有する投資を別のFPIに売却することで投資を引き上げることができます。VRRによる投資は、満期までの最低残存期間に関する要件、集中限度、または一般投資家と同じ承認ルートで社債に投資するFPIに適用される単一投資家/集団投資家レベルでの投資上限の適用を受けません。VRRで投資するFPIは、一定の条件を満たすことで、保有する現金を管理するためのレポ取引に参加することができます。加えて、VRRで投資するFPIは、自らの金利リスクまたは通貨リスクを管理するための通貨デリバティブ商品取引または金利デリバティブ商品取引（店頭取引であるか取引所取引であるかは問いません）に参加することもできます。

❖ FPIによる社債投資

❖ FPIの自主的な投資保持を条件とする承認ルートによる投資

## 資本市場

❖ SEBIは、2018年12月7日付の通達（以下「SBOに関する通達」といいます）をもって、上場企業は、いずれも、重要な受益所有者（以下「SBO」といいます）に関する詳細を所定の形式で開示しなければならない旨を明示しました。SBOに関する通達は、2018年インド共和国会社法施行規則「重要な受益所有者」（以下「SBOに関する規則」といいます）に基づくもので、この規則は、MCAが、2019年改正インド共和国会社法施行規則「重要な受益所有者」をもって改正しました。MCAによるこの改正の内容に基づき、SEBIは、2019年3月12日付の通達をもって、SBOに関する通達の内容を改正しました。

改正された内容は、主に、開示すべき、SBOによる保有株式の数および割合に関する旧要件と関係のある内容です。開示形式も改正され、SBOが保有している株式、議決権、配当可能利益または他の配当金に対する権利や、SBOが保有している支配権および重要な影響力の行使に関する詳細を開示しなければならないこととなりました。SBOによる保有/権利行使の内容が、（前述の）複数のカテゴリーに属する内容の場合には、同一SBOの保有/権利行使カテゴリーの各々に対応する列を挿入する必要がある旨が明記されている脚注も追加されました。

SBOに関する通達の改正内容は、2019年6月30日に終了する四半期より、改正されたSBOに関する規則に従って報告するすべての上場企業に適用されます。

❖ 重要な受益所有者に関する詳細の開示形式



AZB & PARTNERS  
ADVOCATES & SOLICITORS

## Inter alia...

### ❖ 金融市場インフラである各機関による各委員会の設置

❖ SEBIは、証券取引市場において取引する投資家の利益を守り、当該市場を規制するため、(2019年2月15日付のSEBIの通達をもって改正された) 2019年1月10日付の、金融市場インフラである各機関における各委員会に関する通達(以下「**MIIに関する通達**」といいます)をもって、証券取引所、クリアリング・コーポレーションおよび証券保管振替機関(以下「**金融市場インフラである各機関**」または「**MII**」と総称します)が、2018年インド共和国証券契約(規制)法施行規則「証券取引所およびクリアリング・コーポレーション」ならびに2018年SEBI規則「証券保管振替機関および参加者」に基づき設置すべき各委員会の役割および構成に関する詳しい要件を定めました。

MIIに関する通達は、(i) 機能に関する各委員会(メンバー選考委員会、投資家からの苦情を解決するための委員会、ならびに指名および報酬委員会から成る各委員会)と、(ii) 監視に関する各委員会(技術に関する常任理事会、諮問委員会、規制監視委員会およびリスク管理委員会から成る各委員会)の設置について定めています。またMIIに関する通達は、各委員会の構成、定足数および役割に関する要件についても定めています。

### ❖ InvITおよびREITの持分公募に関する指針

❖ SEBIは、インフラ投資信託および不動産投資信託(以下「**投資ビークル**」と総称します)の持分公募手続をより合理化および平易化するため、投資ビークルの持分公募に関する指針を改正しました。以下は、特筆すべき主要な改正内容です。

- i. 「機関投資家」の定義が、2018年SEBI規則「株式発行および開示要件」にある定義を参照する形に更新されました。
- ii. ミューチュアル・ファンド、オルタナティブ投資ファンド(以下「**AIF**」といいます)、マーチャント・バンクの関連事業者が出資者であるカテゴリー III FPI以外のFPI、マーチャント・バンクの関連会社が発起人等である保険会社、マーチャント・バンクの関連会社の年金基金が、安定投資家カテゴリーの投資家として投資することが認められました。
- iii. 不可抗力、銀行のストライキまたは類似の状況を含む理由がある場合には、延長後の期間を含む合計期間が30日を超えないことを条件として入札期間を延長できることとなりました。
- iv. (株式新規公開の場合における)運用会社による最低価格または価格帯の公示期間が、入札開始前の5日間から2日間に短縮されました。
- v. 投資ビークルは、払込金保留型応募(以下「**ASBA**」といいます)制度を利用している入札のみ受理しなければならないこととなり、この結果として必要となった変更が入札手続に加えられました。

### ❖ JM Financial Limitedの問題に関するSEBIの非公式な指針

❖ SEBIは、JM Financial Limited に対する非公式な指針において、2012年SEBI規則「オルタナティブ投資ファンド」(以下「**AIFに関する規則**」といいます)の規則15(1)(f)は、投資可能資金の未投資部分について、当該部分がAIFの投資目的に従い実際に投資されるまでの期間中に、投資家がより多くの利益を得られるようにするための規則である旨を明示しました。その後SEBIは、同様の根拠に基づき、投資の売却/移転により得られた資金または投資により稼得した収益は、一時的な投資の詳細について投資家に開示することと、この一時的な投資にはAIFに関する規則の規則15(1)(c)に定められている分散に関する要件も同様に適用されることを条件として、AIFに関する規則の規則15(1)(c)に定められている一時的な投資先である金融商品に投資できる旨を明確にしました。

### ❖ ウィプロ・リミテッド社による有価証券の買戻しに関するSEBIの命令

❖ SEBIは、2019年2月15日付の命令(以下「**ウィプロに関する命令**」といいます)をもって、ウィプロ・リミテッド社(以下「**ウィプロ**」といいます)による、2018年SEBI規則「有価証券の買戻し」(以下「**買戻しに関する規則**」といいます)の規則24(ii)の厳格な適用を免除しました。当該規則は、会社が合併計画に基づく手続の実施中に買戻しを公示することはできないと定めています。ウィプロは、その完全子会社との合併に関する合併計画を根拠に当該免除を申請しました。

規則24(ii)の厳格な適用の免除を申請するにあたり、ウィプロは、その完全子会社との合併計画の実行結果として株式が新たに発行されたり、ウィプロの株主構成が変化したりすることはない点と、この吸収合併は、企業グループ内での組織再編に過ぎず、ウィプロの連結財務諸表に重要な影響をもたらさないものである点を根拠として提示しました。SEBIは、(ウィプロの取締役会が承認した場合に)実施される予定の買戻しが準拠法に従って実施されることと、ウィプロが申請書にて言明した事項や、関連証券取引所に開示された合併計画の内容が真正かつ正確であることを条件として、前掲の規則の適用を免除しました。

### ❖ DSPメリルリンチ・リミテッドの問題に関するSEBIの非公式な指針

❖ SEBIは、2019年2月8日に、SEBIに登録している仲介業者で、株式仲買業、マーチャント・バンキング業、証券引受業および調査分析業を含む業務に従事しているDSPメリルリンチ・リミテッド社(以下「**DSPML**」といいます)に対して解釈指針を発行し、2003年SEBI「非公式な指針」制度に基づき、2011年SEBI規則「顧客確認(KYC)情報登録機関」(以下「**KRAに関するSEBI規則**」といいます)と、「マネーロンダリング防止(以下「**AML**」といいます)基準およびテロ資金供与防止(以下「**CFT**」といいます)/2002年インド共和国マネーロンダリング防止法および同法に基づき制定された規則に従い証券市場取引仲介業者が果たすべき義務に関する指針」についてSEBIが2018年7月4日に公表した基本通達(以下「**本件基本通達**」といいます)に関する指針を提示しました。



AZB & PARTNERS  
ADVOCATES & SOLICITORS

Inter alia...

DSPMLは、一定のKYC書類に不備、陳腐な内容または情報欠落がある場合、顧客の精査を実施する際に、KYC情報登録機関（以下「**KRA**」といいます）のシステム上で得られる「確認済みまたは登録済み」という顧客のステータス情報を信頼できるかどうかに関する指針を求めました。SEBIは、仲介業者には顧客から提示されたKYC書類を使って顧客を特定および確認する責任があり、当該書類内の情報に相違点がある場合には、その後の是正措置に必要となる当該相違点をKRAに通知しなければならない点を明確にしました。

この際SEBIは、KRAに関するSEBI規則、基本通達、KYC要件についてよくある質問（以下「**FAQ**」といいます）および2005年インド共和国マネーロンダリング防止法施行規則「記録の保持」（以下「**PML規則**」といいます）を含む関連するさまざまな規則／規制についても明確にしたうえで、顧客とのアカウントベースの関係を始める際に実施する顧客の確認および特定については、登録仲介業者が最終責任を負う必要があると述べました。情報に相違点がある場合、仲介業者は、顧客との取引を始める前に、是正措置に必要な当該相違点をカスタディアンとKRAに対したちに伝える必要があります。

このため、KRAのシステム上ではKYC用ステータスが「確認済み／登録済み」となっていることを根拠に、不備、陳腐な内容または情報欠落がある書類の内容を信頼することは認められません。DSPMLは、顧客との取引を始める前に、KYCを実施する一環として、SEBIの規制／通達やPML規則に従い、適切なKYC用書類を請求して精査を実施する必要があります。

❖ SEBIは、2018年11月28日に、ジェンバクト・インディア非公開有限責任会社（以下「**ジェンバクト**」といいます）に対して、2003年SEBI「非公式な指針」制度に基づく拘束力のない解釈指針を発行し、2014年SEBI規則「対印間接ポートフォリオ投資」（以下「**FPIに関する規則**」といいます）と、いずれもFPIによる投資に関するRBIの2016年11月17日および2018年4月17日付通達ならびにSEBIの2017年2月28日付通達（以下「**本件通達**」と総称します）に関する指針を提示しました。

ジェンバクトは、SEBIに登録しているFPI（以下「**FPI事業体**」といいます）に対し、私募により、一定の有格付無担保償還可能非転換社債（以下「**NCD**」といいます）を発行しました。発行されたNCDは、満期までの期間が3年超のもので、調達資金は、日々の業務に必要な資金、ダウンストリーム投資の原資および一般事業用資金として使用されました。

本件通達が公表されるまで、FPIが投資できるのは上場NCD（インフラ開発会社発行のNCDは除きます）に限られていました。その後本件通達が公表されたことにより、FPIは、満期までの残存期間が最低でも1年超の社債であることと、発行体による調達資金の最終用途は不動産事業、資本市場および土地の購入への投資でなければならないことを条件として、未上場社債に投資できることとなりました。

ジェンバクトは、本件通達の発効日前にFPI事業体が引き受けた自社の上場NCDの上場を廃止できるかどうかと、当該上場NCDの発行により調達した資金を、私募によるダウンストリーム投資に使用できるかどうかについて明確にするようSEBIに対し求めました。この求めに対し、SEBIは次のような見解を示しました。

- i. ジェンバクトが調達資金を投じる事業の内容は、NCDの発行による調達資金の最終用途制限規則に準ずる内容であるため、当該規則への違反はないという見解。
- ii. NCDの上場廃止については、NCDの上場維持が必須であるか「可能」であるかはジェンバクトがFPI事業体に対し発行した目論見書／私募目論見書の内容によるため、当該目論見書／私募目論見書の内容に基づきNCDの上場を維持すべき場合には、満期までは上場を維持し、その後に、2015年SEBI規則「上場企業が果たすべき義務および開示すべき事項」の規則59に定められている手続に従って上場を廃止する必要があるという見解。

❖ 2019年3月12日に、SEBIは、インフォシス・リミテッド社から寄せられた一定の質問の内容に沿う形で、2014年SEBI規則「株式決済型従業員給付」（以下「**SBEB規則**」といいます）および買戻しに関する規則に係る非公式な指針を公表しました。インフォシスは、下記の点について明確にするよう求めました。

- i. インフォシスは、買戻しに関する規則の規則24(i)(b)に定められている「買戻し実施期間」中に、適格従業員に対し従業員ストック・オプション（以下「**ESOP**」といいます）を付与するためのストック・オプション付与レター（以下「**付与レター**」といいます）を発行できるかどうかという点。
- ii. 「買戻し実施期間」中に付与したESOPが行使されたことを根拠に会社が株式を発行する場合、(SBEB規則の規則18(1)に定められている)1年の最低権利確定期間の起算日は、当該ESOPの付与日と、「買戻し実施期間」満了日から1年後の日のどちらになるのかという点。
- iii. また、「買戻し実施期間」中に付与したESOPが行使されたことを根拠にインフォシスの従業員給付信託が適格従業員に株式を移転する（当該行使を根拠にインフォシスが発行する新株はない）場合、前掲の1年の最低権利確定期間の起算日は、当該ESOPの付与日となるのかという点。

買戻しに関する規則は、「買戻し実施期間」を、取締役会が、株式の買戻しを承認するため議決を実施した日、または当該承認のための株主総会特別決議に係る郵便投票の結果が公表された日（いずれか該当する日）から、買戻しのための募集に応じた株主に対し対価が支払われた日までの期間と定義しています。

❖ FPI事業体による社債投資に関するSEBIの非公式な指針

❖ インフォシス・リミテッド社の問題に関するSEBIの非公式な指針



AZB & PARTNERS  
ADVOCATES & SOLICITORS

Inter alia...

買戻しに関する規則の規則 24 (i) (b) は、会社が、「買戻実施期間」の満了日より前に、賞与を含む形で何らかの株式または他の指定有価証券を発行することは禁じられていると定めています。買戻しに関する規則に定められている指定有価証券には、ESOPも含まれています。SBEB規則の規則 18 (1) は、従業員ストック・オプションに係る最低権利確定期間を1年と定めています。

SEBIは、1つ目の質問に関して、買戻実施期間中に会社が付与レターを発行することは禁じられていないものの、対象となるESOPの転換または付与時期は、買戻実施期間の満了後でなければならず、SBEB規則の規則 18 (1) (ESOPについては、1年の最低権利確定期間を設けなければならないと定めている規則) の適用を受けるという見解を示しました。SEBIは、2つ目の質問に関して、1年の最低権利確定期間の起算日は付与レターの発行日であるという見解を示しました。またSEBIは、3つ目の質問に関して「買戻実施期間」中に付与したESOPが行使されたことを根拠にインフォシスの従業員給付信託が従業員に株式を移転する場合、1年の最低権利確定期間の起算日は、当該ESOPの付与日でなければならないという見解を示しました。

❖ 2015年SEBI規則「インサイダー取引の禁止」の改正

❖ SEBIは、2018年12月31日に、2015年SEBI規則「インサイダー取引の禁止」の改正 (2019年4月1日発効) に関する主要事項を公表しました。詳しくは、<https://www.azbpartners.com/bank/amendments-to-sebi-prohibition-of-insider-trading-regulations-2015-key-highlights>に掲載されている弊所の2019年4月8日付 Client Alert をご覧ください。

## 銀行業務 および 金融

❖ 2019年RBI指令「市場阻害行為禁止」

❖ RBIは、市場阻害行為を防止するため、有価証券、短期金融市場商品、外国為替商品、デリバティブまたはRBIが随時指定できるその他類似の金融商品を取引しているすべての人に対し、2019年3月15日に、2019年RBI指令「市場阻害行為禁止」(以下「PMA指令」といいます) を公表しました。PMA指令は2019年3月15日に発効しました。PMA指令の特筆すべき主な内容は以下のとおりです。

- i. **相場操縦**: PMA指令は、金融商品市場における取引に参加しているか、当該取引を促進している者(以下「市場参加者」といいます)が、(i) 特定の金融商品の価格、供給もしくは需要に関して誤ったもしくは誤解を招くような印象を与える結果となる可能性があるか、そのような印象を与えることを目指している何らかの取引、不作為もしくは任務であって、不当な金銭的利益もしくは他の具体的な利益を得ることを目的として実行されるもの(これには、特定金融商品の人為的な価格が形成される結果となる可能性があるか、そのような結果をもたらすことを目的とする何らかの取引もしくは作為が含まれます)に携わること、および/または(ii) 電子取引プラットフォームの機能に支障もしくは遅れを来す可能性のある取引を、当該プラットフォーム上で引き受けることはできないと定めています。
- ii. **ベンチマーク操作**: 市場参加者が、ベンチマーク金利または基準金利の計算を不正に操作するおよび/またはこれらの金利に影響を及ぼすことを目的とする活動を引き受けたり、開始したりすることはできません。
- iii. **情報の誤用**: 市場参加者が、(i) 価格に影響を及ぼす非公開機微情報(すなわち、公開されると特定金融商品の価格に影響を及ぼす可能性のある非公開情報)を、自身または他者の具体的な利益のために使用すること、(ii) 価格に影響を及ぼす顧客情報(すなわち、公開されると何らかの金融商品の価格に影響を及ぼす可能性のある、顧客との実際の取引または見込み取引に関する非公開情報)を、顧客にもたらされる成果に悪影響を及ぼすような方法による自己勘定取引に使用すること、また(iii) 何らかの金融商品の価格に影響が及ぶようなまたは及ぶ可能性のあるような方法で、誤ったまたは不正確な情報を意図的に(すなわち情報の正確さについて精査することなく)作成または伝送したり、報告または公開すべき情報を適時に報告または公開しなかったりすることはできません。
- iv. **監視、法令遵守および報告**: 市場参加者は、市場阻害行為またはその企てに気付いた場合、その旨を速やかにRBIに対して報告し、これに関してRBIから求められたデータおよび/または情報を提供する必要があります。
- v. **市場阻害行為に対する規制措置**: 市場参加者は、市場阻害行為に及んだ場合、1回あたり1か月を超えない期間にわたり、1つ以上の金融商品の市場取引に参加することを禁じられます。当該行為があった事実は、いずれもRBIが公表することになっています。



AZB & PARTNERS  
ADVOCATES & SOLICITORS

Inter alia...

❖ RBIは、2019年3月13日付の通達をもって、現行のトレード・クレジット（以下「TC」といいます）の枠組みを変更および合理化しました。具体的には、本通達により、下記のようないくつかの主要な追加および改正が実施されました。

- i. TCは、自由交換可能外貨建でも、インド・ルピー建でも利用できるようになりました。
- ii. 本通達により、自動承認ルートで利用できるTCの限度額が引き上げられ、概して取引額が高額になる石油／ガスの精製およびマーケティング、航空ならびに海運といったセクターに属する会社についてはより高い限度額が設定されました。また利用できるTCの種類に応じて変化する、TCを供与できる者も定められました。
- iii. 本通達により、資本財および非資本財の輸入時に利用できるTCならびに造船所／造船会社が利用できるTCの償還年限が、変更された、対外商業借入の満期までの最低平均期間と整合されました。
- iv. また本通達により、TC利用に必要なオールインコストも減額され、TCを利用する輸入者（借手）が当該利用に伴うエクスポージャーをヘッジすることが認められました。
- v. 本通達により、TCの通貨を、ある自由交換可能外貨から別の自由交換可能外貨やインド・ルピーに変更することが認められましたが、インド・ルピーからいずれかの自由交換可能外貨に変更することは認められていません。

本通達により、保証に加え、一定の動産および不動産をTCの担保とすることができるようになりました。

❖ トレード・クレジットに関する  
枠組みの見直し

## 通信

❖ インド共和国政府通信省電気通信庁（以下「DoT」といいます）は、2019年2月25日および28日付の公示をもって、(i)（統合免許は除く）公衆移動無線トランキング・サービス（以下「PMRTS」といいます）免許、(ii)（統合免許は除く）国際長距離（以下「ILD」といいます）通信事業免許、および (iii)（統合免許は除く）国内長距離（以下「NLD」といいます）通信事業免許に関する免許契約を修正し、免許手数料／周波数利用料または免許取得業者が支払うべき他の金銭の延滞時に加算される利息の利率を、インド・ステイト銀行（以下「SBI」といいます）の最優遇貸出金利（以下「PLR」といいます）を2%上回る利率から、（営業年度開始日現在の）SBIの貸出金利の限界費用（以下「MCLR」といいます）を4%上回る利率（複利の月利）に変更しました。この変更は2016年4月1日から遡及適用されます。

❖ DoTが、PMRTS免許、ILD通信事業免許およびNLD通信事業免許に関する免許契約を修正して延滞利息の利率を変更

## 税金

❖ 1961年インド共和国所得税法（以下「IT法」といいます）の条項56(2)(viib)は、閉鎖的会社が公正市場価格（以下「FMV」といいます）を超える価格で株式を発行する場合、当該超過部分は当該会社のその他の収入として課税されると定めています。

インド共和国政府財務省所得税庁直接税中央委員会（以下「CBDT」といいます）は、2016年6月14日付の公示をもって、（インド共和国政府商工省産業政策促進庁（以下「DIPP」といいます）が定めている「新興企業」が受けた投資は、IT法の条項56(2)(viib)に基づく課税の対象とならないと定めました。DIPPも、2019年1月16日付の別の公示をもって改正された2018年4月11日付の公示（以下「DIPPの公示」といいます）をもって、税優遇を希望している新興企業に適用される手続および基準を定めました。CBDTは、2018年5月24日付の公示をもって、会社が受け取った株式発行の対価が、省間認定委員会がDIPPの公示に沿って付与した承認に従い投資家から受け取った対価の場合、IT法の条項56(2)(viib)は、当該対価のうち、当該株式の額面を超えている部分には適用されない旨も明確にしました。

2019年2月19日には、インド共和国政府商工省産業内国商業促進庁（以下「DPIIT」といいます）がDIPPの公示に代わる公示（以下「DPIITの公示」といいます）を公表し、エンジェル投資に対する課税の新たな仕組みを導入しました。このDPIITの公示の内容に従い、CBDTは、2019年3月5日付の公示をもって、エンジェル投資課税に適用される条項は、DPIITがその公示において認めた新興企業には適用されないことと明示しました。DPIITの公示に関する特筆すべき要点は以下のとおりです。

- i. 企業は、(i) その売上高が、いずれの年度においても10億ルピー（約1,440万米ドル）を超えていない場合、(ii) 製品、プロセスもしくはサービスの革新、開発および改善、または雇用もしくは富の創出に向けた事業を展開している場合、また (iii) 組織再編または再建の結果として設立された企業ではない場合、設立日から10年が経過するまで新興企業としてみなされることとなります。

❖ エンジェル投資課税の免除に関する公示



**AZB & PARTNERS**  
ADVOCATES & SOLICITORS

*Inter alia...*

- ii. 新興企業は、DPIITから認められている企業であり、下記の条件も満たしている場合、条項 56 (2) (viiib) に基づく課税の免除を受けられます。
  - (a) 払込済株主資本と株式払込剰余金の総額、または発行もしくは発行予定の株主資本総額が2億5,000万ルピー（約360万米ドル）を超えていないこと。(i) 非居住者、(ii) ベンチャー・キャピタルである会社または基金、また (iii) 上場会社であつて、純資産が10億ルピー（約1,450万米ドル）であるか、売上高が少なくとも25億ルピー（約3,600万米ドル）である会社から受ける投資の額は、前掲の2億5,000万ルピー（約360万米ドル）という限度額から除かれます。
  - (b) 該当新興企業が、所定の資産（たとえば、不動産、融資または貸付債権、他の事業体の資本、宝石、絵画など）に投資せず、株式を割増発行した年度の末日から7年が経過するまでは当該資産に投資しないこと。ただし、新興企業が通常業務の過程で実施する投資については、例外的に認められます。

## 雇用

❖ EPFに関する法律に定められている「基本賃金」の定義に関するインド最高裁の判断

❖ インド共和国最高裁判所（以下「**インド最高裁**」といいます）は、複数の高等裁判所から上訴された共通の法律問題（すなわち、会社が従業員に支払う特別手当は、従業員退職準備基金機関への拠出金計算に必要な「基本賃金」に含まれるのかどうかという問題）を訴因とする複数の訴え<sup>1</sup> について審理しました。

インド最高裁は、2019年2月28日付の判決において、1952年従業員退職準備基金機関および雑則に関する法律（以下「**EPFに関する法律**」といいます）における「基本賃金」には何が含まれるかという問題について過去に示した立場を再び示しました。インド最高裁は、特に、「**Bridge and Roof Co. (India) Limited 対 旧インド連邦**」事件<sup>2</sup> および「**Manipal Academy of Higher Education 対 従業員退職準備基金機関長官**」事件<sup>3</sup> において示した判断基準を適用し、これらの事件において示した立場（すなわち、手当は、全従業員に対し例外なく必ず支払われる通常の手当である場合、EPFに関する法律における「基本賃金」に含まれるという立場）を再び示しました。この最高裁の対応は、新しい立場を示すことではなく、インド最高裁がすでに示している立場を強調することを目的とするものに過ぎませんでした。全従業員に例外なく支払う手当を含むあらゆる手当を、EPFに関する法律に基づく「基本賃金」の計算から除外する措置を継続したい雇用主の間では波紋が広がった模様です。

## 知的財産

❖ 新薬メーカーへの価格規制の適用が免除に

❖ インド共和国政府化学肥料省薬事庁は、2019年1月3日付の公示をもって、2013年医薬品価格統制令（以下「**2013年DPCO**」といいます）を改正するための命令を公示しました。2013年DPCOは、インドで販売されるあらゆる医薬品（医療機器を含みます）の価格を統制および規制するための命令です。2019年改正医薬品価格統制令（以下「**医薬品に関する命令**」といいます）に関する特筆すべき要点は以下のとおりです。

- i. **特許新薬メーカーに対する価格統制の適用免除**：医薬品に関する命令により、インドでの「商業マーケティング」の開始から5年間は、すべての特許新薬のメーカーに対する、1970年インド共和国特許法に基づく価格統制の適用が免除されます。かつては、(i) 他の場所で製造されておらず、(ii) 独自の研究開発を経て開発された特許新薬のメーカーに対する適用に限り免除されていましたが、この要件は廃止されました。2013年DPCOに基づく、他の新薬を製造している特定のメーカーに対する適用の免除（すなわち、(i) 独自の研究開発を経て開発された新しいプロセスを用いている当該メーカーに対する適用の免除や、(ii) 独自の研究開発を経て開発された新しい納品システムに関与している当該メーカーに対する適用の免除）は、引き続き有効に存続します。

.....

1 (1) 「地域従業員退職準備基金機関長官 対 Vivekananda Vidyamandir 氏」事件（2011年度民事上訴審第6221号）、  
 (2) Surya Roshni Ltd. 対 インド共和国従業員退職準備基金機関（2013年度民事上訴審第3965-66号）、  
 (3) U-Flex Ltd 対 インド共和国従業員退職準備基金機関（2013年度民事上訴審第3969-70号）、  
 (4) Montage Enterprises Pvt. Ltd 対 インド共和国従業員退職準備基金機関（2013年度民事上訴審第3967-68号）、および  
 (5) Saint-Gobain Glass India Ltd. 経営陣対地域従業員退職準備基金機関長官、インド共和国従業員退職準備基金機関」事件（2013年（民事）移管請願第1273号に起因する2019年（民事）移管事件第19号）。

2 「Bridge and Roof Co. (India) Limited 対 旧インド連邦」事件（1963年最高裁レポート第3巻978頁）。

3 「Manipal Academy of Higher Education 対 従業員退職準備基金機関長官」事件（2008年最高裁事件判例集第5巻428頁）。





AZB & PARTNERS  
ADVOCATES & SOLICITORS

Inter alia...

- ii. **稀少疾患治療薬に対する適用の免除**：医薬品に関する命令は、特定の稀少疾患治療薬に対する価格統制の適用を免除できる権限も政府に付与しています。この権限は、2013年DPCOの下では付与されていなかったものです。
- iii. **市場ベース・データの収集および使用**：医薬品に関する命令は、製薬市場データの取扱いを専業としている会社から医薬品の価格に関するデータを入手し、適切な評価および調査により当該データを検証する権限も政府に付与しています。2013年DPCOの下では、このような柔軟な対応が認められておらず、政府は、IMS Healthのみから当該データを入手するしかありませんでした。医薬品に関する命令は、(2013年DPCOの下で求められていた)過去6か月間の実績に関するデータのみを使用しなければならないという厳格な要件に従うことなく、いずれかの月における医薬品価格に関する市場データを使用して公示医薬品の価格を決定できる権限も政府に付与しています。

❖ インド共和国政府保健家族福祉省は、医薬品技術諮問委員会との協議結果を踏まえ、2019年2月8日付の公示をもって、1940年インド共和国医薬品化粧品法（以下「DCA」といいます）の条項3(b)(iv)に定義されている「医薬品」の範疇に含まれる8種類の新しい医療機器を公表しました。これらの医療機器には、植込み型医療機器、CTスキャン装置、MRI装置、除細動器、透析機、PETスキャン装置、X線機器および骨髓細胞分離装置（以下「**該当医療機器**」と総称します）が含まれており、これらは、すでに「医薬品」としてDCAに定義されている23の他の医療機器の一覧に追加されます。該当医療機器は、2020年4月1日より、DCAおよび2017年インド共和国医薬品化粧品法施行規則に基づく規制の範疇に含まれます。

❖ 8つの新しい医療機器が規制に定義されている「医薬品」の範疇に

## 不動産

❖ インド共和国マハーラーシュトラ州政府が、2019年3月8日付の公示をもって、2019年インド共和国マハーラーシュトラ州土地歳入管理法施行規則「占有クラスIIおよび定期借地から占有クラスIへの転換」（以下「**転換規則**」といいます）を公示しました。転換規則は、（通常は、州政府が、収税官を通じ、）占有クラスIIの土地（すなわち、自由に移転できず、移転するには、適格当局から事前に許可を得なければならない土地）または定期借地として農業、住宅、商業または工業に関する用途に使用することを許諾または承認した土地に適用されます。

転換規則は、州収税官に移転を申請すること、所定の手数料を支払うこと、土地の移転条件に反する行為があれば、それが是正されていることを条件として、前掲の土地を占有クラスIの土地（すなわち、適格当局の許可なく自由に移転できる土地）に転換することを認めています。転換規則に定められている手数料は、保有カテゴリーに応じ、適用される手数料率により土地の価額の15%から75%の範囲内で変動します。また転換規則は、規則公表日の3年後以降に転換が申請された場合、手数料が増額されるとも定めています。さらに転換規則は、州政府の現行の方針に従い、土地の用途変更または定期借地権から占有クラスIIへの転換の手数料としてすでに州政府に支払い済みの額がある場合、この額は、占有クラスIへの転換のために支払うべき額から減額調整されるという救済についても定めています。

❖ 2019年インド共和国マハーラーシュトラ州土地歳入管理法施行規則「占有クラスIIおよび定期借地から占有クラスIへの転換」

## 訴訟

❖ インド最高裁は、「Isha Distribution House Private Limited 対 Aditya Birla Nuvo Limited」事件<sup>4</sup>の2019年3月7日付判決において、高等裁判所が、被告による、1865年インド共和国特許状法（以下「LPA」といいます）の条項XIIに基づき原告に付与された上訴許可の取消申請を認めたのは正当な判断であったかについて検討しました。インド最高裁は、高等裁判所の命令を退け、訴訟管轄を根拠とする請願は、事実問題と法律問題の両方が絡んでいる問題であり、当該高裁が、1908年インド共和国民事訴訟手続法の命令XIVおよび他の関連条項に従い当該請願（本案）を審理できると言えるには、本案が書面で提起されていなければならないため、本件高裁が、LPAの条項XIIに基づき付与された許可の取消申請を根拠にこの種の請願を審理することはできないという見解を示しました。このためインド最高裁は、本件を高等裁判所に差し戻して、前掲の最高裁の見解を踏まえて訴訟管轄を根拠とする請願を再度検討するよう求めました。

❖ インド最高裁が、1865年インド共和国特許状法に基づき付与された許可の取消申請をもって訴訟管轄を根拠とする請願を提起することはできない旨を明確化

4 「Isha Distribution House Private Limited 対 Aditya Birla Nuvo Limited」事件（2017年度（民事）特別上訴許可申請第1977719778に起因する2019年度民事上訴審第25542555号）。



AZB & PARTNERS  
ADVOCATES & SOLICITORS

## Inter alia...

- ❖ インド最高裁が、州営事業体に対し仲裁手続を開始する前に請求額の10%を預託しなければならないという要件は無効だと判断
- ❖ インド最高裁が、「独立裁定人」の任命について明確化
- ❖ デリー高裁が、二国間投資協定違反を訴因とする仲裁を（当該協定の仲裁条項に基づき）提起することの差止めを拒否
- ❖ ボンベイ高等裁判所が、株式購入／株主間契約におけるプット・オプションの行使可能性について判断
- ❖ NCLATが、必ずしも、法人保証人に対しCIRPを開始する前に、主たる債務者に対しIBCに基づく法的手続を開始する必要はないという見解を提示

❖ インド最高裁は、「Icomm Tele Limited 対 パンジャブ州上下水道公社」事件<sup>5</sup>における2019年3月11日付の判決において、原告が仲裁手続を開始する場合、その条件として、州営事業体の入札案内に記載されている、指定銀行の裁定人名義の口座に、請求額の10%を預託しなければならないという仲裁条項の有効性について判断しなければなりません。

インド最高裁は、仲裁手続の開始前に請求額の10%を預託しなければならない場合、手続を控える当事者が増え、裁判所の負担を軽減するという目的に反する形で仲裁手続が抑止されることになり、仲裁手続が効果のない高価な手続になるため、本件のような条項はインド憲法の条項14に反するものと考えられ、その範囲内で無効化すべきであるという見解を示しました。またインド最高裁は、入札案内の内容は契約の範疇であり、恣意的な、差別的なまたは悪意ある内容でない限り、司法による精査の対象とはならない点も繰り返しました。

❖ インド最高裁は、「旧インド連邦 対 Parmar Construction Company」事件<sup>6</sup>における2019年3月29日付の判決において、1996年インド共和国仲裁調停法（以下「A&C法」といいます）の条項11(6)に基づく独立裁定人の任命に関する見解を示し、当該任命においては、仲裁合意の定めに基づき活動することを重視し、まずは、可能な限り厳守すべき仲裁合意に定められている手続に従って任命することを目指すべきであるため、独立裁定人は、仲裁合意に定められている方法では任命できなかった場合に限り、裁判所がA&C法の条項11(6)に基づき任命することとしなければならないという見解を示しました。またインド最高裁は、仲裁当事者が別途合意していない限り、2015年10月23日に発効した2015年インド共和国（改正）仲裁調停法の発効前に（A&C法の条項21に従い）開始された仲裁手続には当該改正法が適用されないという見解も示しました。

❖ デリー高等裁判所が、「旧インド連邦 対 Khaitan Holdings (Mauritius) Limited」事件<sup>7</sup>における2019年1月29日付の判決において、Khaitan Holdings (Mauritius) Limitedが、インドとモーリシャスの二国間投資協定（以下「BIT」といいます）に定められている仲裁条項に基づき、BIT違反を訴因とする仲裁を提起することの差止めを拒みませんでした。高裁は、(i) BITに基づく仲裁は商事仲裁ではなく、1908年インド共和国民事訴訟手続法の条項が適用される手続であるため、A&C法は適用されないという見解、(ii) BIT違反を訴因とする仲裁を（BITの仲裁条項に基づき）提起することの差止めは、公序良俗の原則を踏まえて両国の政府が果たすべき責務であり、インドの裁判所には当該差止めを命じる権限はないという見解、(iii) BITに基づき組織される仲裁廷は、その管轄に属する問題について裁定する資格を有するという見解を示しました。

❖ ボンベイ高等裁判所は、「Edelweiss Financial Services Limited 対 Percept Finserve Private Limited」事件<sup>8</sup>における2019年3月27日付の判決において、Edelweiss Financial Services Limitedに付与されたプット・オプションは無効かつ行使不能なものであるという仲裁裁定を退けました。当該仲裁裁定においては、当該プット・オプションは先渡契約であり、いかなる場合でも、1956年インド共和国証券契約（規制）法（以下「SCRA」といいます）に基づくデリバティブ契約に相当するため、SCRAの条項16に基づく公示の下では違法なオプションであり、SCRAの条項18Aにも反するオプションであるという見解が示されました。ボンベイ高等裁判所は、当該オプションが「明らかに違法な」オプションとは言えないことを根拠に当該仲裁裁定を退け、販売契約は当該オプションの行使後に限り存在し得るため当該オプションは行使可能であり、SCRAの条項2(ac)に基づく先渡契約またはデリバティブ契約のいずれにも該当しないという見解を示しました。さらに高裁は、本件オプションがデリバティブであったとしても、その違法性は、SCRAの条項18A（デリバティブ契約の合法性および有効性についてのみ明確に定めている条項）に基づき判断すべき事柄ではないという見解も示しました。また高裁は、A&C法は、同法自体やその条項34内で交差上訴の提起についていかなる形で定めしていない法律であり、1908年インド共和国民事訴訟手続法の条項は、当該条項34に基づく法的手続に適用されないため、当該条項34に基づく請願において被告が提起した交差上訴は維持できないという判断も下しました。

❖ インド共和国国内国会社法上級審判所（以下「NCLAT」といいます）は、「Ferro Alloys Corporation Limited 対 Rural Electrification Limited」事件<sup>9</sup>における2019年1月8日付の判決において、2016年インド共和国債務整理および破産等に関する法律（以下「IBC」といいます）は、金融債権者としての立場も有する保証人が当事者間で行使できる権利や果たすべき義務および法的責任についてのみ定めているわけではないため、IBCに明示的な定めのない当該権利、義務および法的責任については1872年インド共和国

5 「Icomm Tele Limited対パンジャブ州上下水道公社」事件（2018年度（民事）特別上訴許可申請第3307号に起因する2019年度民事上訴審第2713号）。

6 「旧インド連邦対Parmar Construction Company」事件（2018年度（民事）特別上訴許可申請第6312号に起因する2019年度民事上訴審第3303号）。

7 「旧インド連邦対Khaitan Holdings (Mauritius) Limited」事件（2019年度事件命令集46頁）。

8 「Edelweiss Financial Services Limited 対 Percept Finserve Private Limited」事件（2014年度仲裁請願第220号）。

9 「Ferro Alloys Corporation Limited対Rural Electrification Limited」事件（2017年度インド共和国国内国会社法上級審判所（破産事件）第92号）。



AZB & PARTNERS  
ADVOCATES & SOLICITORS

Inter alia...

契約法の条項を参照する必要があり、必ずしも、法人保証人に対しIBCに基づく法人の債務整理手続（以下「CIRP」といいます）を開始する前に「主たる債務者」に対しCIRPを開始する必要はない、という見解を示しました。金融債権者は、「法人保証人」としての立場も有する「金融債権者」でもあるため、「主たる債務者」に対するCIRPを開始していなくても、IBCの条項7に基づき、「法人保証人」に対しCIRPを開始することができます。

❖ 「Dharani Sugars and Chemicals Limited 対 旧インド連邦」事件<sup>10</sup>において、インド最高裁は、RBIの2018年2月12日付通達（以下「RBIの本件通達」といいます）の合憲性に対する複数の異議申立てに対処しました。インド最高裁は、RBIの本件通達を否認し、RBIは権限を超越していると宣言しました。

1949年インド共和国銀行規制法（以下「BR法」といいます）の条項35AAに基づきRBIの本件通達を公表するRBIの権限に関して、インド最高裁は、RBIが債務整理手続を開始するよう銀行に対し指示できるのは、(i) インド共和国政府が当該指示を承認しており、(ii) 特定の不履行に関して当該指示を行う場合に限られるという見解を示しました。条項35AAは、必然的推論により、同条項に定められている以外のいかなる方法でもRBIが権限を行使することを禁じています。RBIは、BR法の条項35AAが制定されるまでは同法の条項21および条項35Aに基づきIBCに基づく債務整理手続を開始するよう指示できましたが、条項35AAの制定により、同条項の定め範囲内で指示する場合に限り当該指示を実施できることとなりました。

BR法の条項35ABの内容については、インド最高裁が、同条項に用いられている「に影響を及ぼすことなく」という語句は、（他の権利などの行使により）制限されることのない一般的な権限を例示するための語句に過ぎないため、条項35ABに基づく指示権限は、条項35Aに基づく権限に加えて行使できるという解釈を示しました。加えて、条項35ABが、条項35AAに盛り込まれているために影響を及ぼすこともないため、（条項35Aと併せて読むべき）条項35ABに基づく権限は、条項35AAに基づき付与される権限とは別に行使できます。インド最高裁は、BR法の条項35A、35AAおよび35ABの関係について次のような見解を示しました。

- i. IBCに基づく債務整理手続を開始するよう指示できる権限は、条項35AAのみに基づき行使できる権限である。
- ii. ディストレス資産（債権）に関する指示を出す場合、IBCに基づきディストレス資産（債権）に関する問題を解決することと関係のある指示以外の指示を出す権限には、（条項35Aと併せて読むべき）条項35ABが適用される。

インド最高裁は、RBIの本件通達に基づくすべての措置には、IBCの適用が開始されることとなるような措置を含め、RBIの本件通達が適用されるという見解を示しました。このため、RBIの本件通達が適用される問題であることのみを根拠に、IBCの条項7に基づき金融債権者が債務者に対し法的手続を提起するといったケースは存在し得ないこととなります。

❖ NCLATは、2019年2月4日付の判決において、Tata Steel Limited（以下「TSL」といいます）がLiberty House Pte. Ltd.（以下「Liberty」といいます）に対し提起した訴えを退けました。TSLは、インド共和国国内国会社法審判所の主たる審判所（以下「NCLT」といいます）が2018年4月23日に言い渡した命令に異を唱えました。この命令に従い、Bhushan Power & Steel Limited（以下「BPSL」といいます）の債権者委員会（以下「CoC」といいます）は、Libertyが提出期限後に提出した整理計画を検討するよう命じられました。BPSLのCIRP中には、TSLとJSW Steel Limited（以下「JSW」といいます）が、整理手続の専門家が定めた期限までに各々の整理案を提出しました。NCLTが2018年4月23日に言い渡した命令に対するTSLの異議申立てについてはNCLATにて審理され、JSWは、旧案を修正し、その後も修正を継続していますが、その内容に対しては、（同一の問題に関してCoCが提起している法的措置と併せて）TSLもNCLATにて異を唱えています。

NCLATで争点となったのは、NCLT/CoCが、整理計画の提出者に対し、各々の案を修正する機会を複数回与えることはできるのかどうかという点と、CoCには、検討可能な案が尽きていない状態で新たなまたは修正された整理計画を承認する権限があるのかどうかという点です。NCLATは、「Binani Industries」事件における判決を元に、CoCは、最大の成果を得られるよう、提示された整理計画について議決する前に「より良い債務整理案」を要求および検討することができ、IBCが定めている期間内であれば、整理計画の提出者に対し、各々の債務整理案を修正する機会を複数回与えることができるという見解を示しました。

またNCLATは、TSLが提起した訴えは整理計画の承認に関してNCLTが最終決定を下す前に提起されたものであるため、時期尚早であるという見解も示しました。NCLATは、本件訴えの係争中におけるCoCによるJSWの整理計画の承認について触れ、当該承認のための法的手続はNCLTに提起するよう指示しました。その後JSWの整理計画の承認申請は、整理手続の専門家がNCLTに提出し、現在はNCLTで審理されています。

❖ インド最高裁が、RBIの2018年2月12日付通達を無効だと判断

❖ NCLATが、Bhushan Power & Steelが絡む問題に関してTata SteelがLibertyに提起した訴えを棄却

10 「Dharani Sugars and Chemicals Limited 対 旧インド連邦」事件（2018年（民事）移管請願第1399号に係る2018年（民事）移管事件第66号）。



AZB & PARTNERS  
ADVOCATES & SOLICITORS

*Inter alia...*

◆  
Chambers Forum India Awards, 2019 において  
Corporate Law Firm of the Year を受賞

◆  
Bloomberg's Global M&A, Legal Rankings Q1 2019 の  
India in the M&A Announced Deals League Table by Deal Value and Deal Count において  
1位を受賞

◆  
Thomson Reuters' Emerging Markets M&A Legal Rankings Q1 2019 の  
Asia Pacific & Indian M&A Announced Deals League Table by Value and Volume において  
1位を受賞

◆  
Thomson Reuters' Global M&A Legal Rankings Q1 2019 の  
Asia (ex-Japan) M&A Announced Deals League Table by Value and Volume において  
1位を受賞

◆  
Mergermarket's Global and Regional M&A League Tables of Legal Advisors Q1 2019 の  
India in the M&A Rankings by Deal Value において  
1位を受賞

◆  
VC Circle, 2018, 2017, 2016 & 2015 において  
Law Firm of the Year を受賞

◆  
India Business Law Journal, 2018 & 2017 において  
Law Firm of the Year | Best Overall Law Firm of the Year を受賞

◆  
Corporate USA Today – Law Awards, 2018 において  
Best Law Firm of the Year – India を受賞

◆  
ALB SE Asia Law Awards, 2018 において  
India Deal Firm of the Year を受賞

◆  
Asia Profiles, 2018 において  
Outstanding Law Firm of the Year, India  
Corporate and Mergers & Acquisitions Highly Recommended Law Firm of the Year を受賞

◆  
Venture Intelligence League Tables of Legal Advisors, 2017 の  
PE and M&A Rankings by Deal Count and Deal Value において  
1位を受賞

◆  
RSG Top 40 Indian Law Firms Ranking, 2017 において  
1位を受賞

◆  
Chambers Asia-Pacific Awards, 2017 において  
Client Service Law Firm of the Year を受賞

◆  
International Legal Alliance Summit Awards, 2017 において  
Best Indian Law Firm を受賞

より詳しい情報や法律に関する最新情報については下記をご覧ください：

<https://www.azbpartners.com/knowledge-bank>

**免責事項：**このニュースレターは、特定の方へのみ配付するものですので、再配付はお控えください。このニュースレターを複製、頒布、複写、公開、修正、配布、および/または公表することは固く禁じられています。このニュースレターは、広告または勧誘を目的に発行するものではありません。このニュースレターの内容は、情報提供のみを目的とするものであり、専門家の助言に代わるものではありません。このニュースレターの内容を信頼したり、このニュースレターに含まれている情報を元に何らかの決定を下したりする前には、必ず専門家へ相談して、各事件に固有の状況を踏まえて提示される法的な助言を得てください。AZB & Partners は、皆様がこのニュースレターに含まれている情報を元に活動したこと、または活動を控えたことにより生じた結果について、いかなる責任も負いません。

また、このニュースレターに心当たりのない場合には、お電話（+91 22 6639 6880）にてお知らせください。

Copyright © AZB & Partners. All rights reserved. AZB & Partners から書面による事前承認を得ることなくこのニュースレターの内容をキャッシング、委託、または他の方法で、複製および再配布することは明示的に禁止されています。なおこのニュースレターに関するご質問は、電子メールにて < editor.interalia@azbpartners.com > までお寄せください。